## 第3章 道路

## 第1 道路の配置

1 予定建築物等の敷地が接する道路
予定建築物等の敷地が接する道路（予定建築物等の敷地が接する開発区域外の道路を含 み，車両の通行の用に供さない道路を除く。）の幅員は，原則として「住宅の敷地」又は「住宅以外の建築物の敷地で $1,000 \mathrm{~m}^{2}$ 末満のもの」については 6 m 以上，その他のものについて は 9 m 以上とすること。

ただし，「小区間で通行上支障のない道路」であって，次の各号に掲げる道路のいずれか に該当するものについては，この限りでない。

「小区間で通行上支障のない道路」とは，利用者が当該道路に面する敷地に係る建築物の居住者などに限られる場合で，次のいずれにも該当する道路をいう。

ア 当該道路の位置又は形態（通行の安全上，支障のない場合に限る。）により，通過交通の発生のおそれがないもの

イ 通過交通を適切に処理できる幅員 6 m 以上の区域外道路（予定建築物等の敷地 が接する開発区域外の道路の部分を含む。）に接続しているもの。ただし，既成市街地内の開発行為で，開発区域が 4 m 以上 6 m 未満の幅員の道路にしか接しておら ず，かつ，開発区域の周辺の土地の地形及び利用の態様等に照らし，また，環境保全，災害の防止及び車両の通行に支障がないと市長が認める場合は，当該区域外道路の幅員を 4 m 以上とすることができる。

ウ 駐車スペースが確保され，路上駐車の発生のおそれのないもの
（1）設計上の創意工夫により，「空地」が居住者の利用上及び避難上，適切に配置され，建築協定などにより良好な居住環境が将来にわたつて確保できる戸建専用住宅地内におけ る幅員 4 m 以上の道路（「空地」は，道路，公園，広場のほか，プレイロット，緑地，避難通路，歩行者専用道，転回広場など公共の用に供するものを含む。）
（2）戸建専用住宅地内における幅員 4 m 以上の通り抜け道路で，当該道路の延長が 70 m 以下，かつ，当該道路に接する区画数が 12 以下のもの
（3）戸建専用住宅地内における幅員 5 m 以上の通り抜け道路で，当該道路の延長が 140 m 以下，かつ，当該道路に接する区画数が 24 以下のもの
（4）戸建専用住宅地内における幅員 4 m 以上の袋路状道路（開発区域の面積が 0.3 ha 未満の場合に限る。）で，当該道路の延長が 35 m 以下，かつ，当該道路に接する区画数が 6 以下 のもの
（5）戸建専用住宅地内における幅員 5 m 以上の袋路状道路（開発区域の面積が 0.3 ha 未満の場合に限る。）で，当該道路の延長が 70 m 以下，かつ，当該道路に接する区画数が 12 以下のもの
（6）幅員が 6 m 以上の道路で，交通量の発生が極めて少ないもの又は歩行者の安全確保が図られているもの
（7）前各号に掲げる道路のいずれかに準ずる道路で，避難上及び車両の通行上支障がない と認められるもの
$\left(\begin{array}{l}\text { 都市計画法施行令第 } 25 \text { 条第 } 2 \text { 号ただし書及び再開発型開発行為に関する道路の基準 } \\ \text { の運用については，開発許可制度運用指針（平成 } 26 \text { 年 } 8 \text { 月 } 1 \text { 日付け国都計第 } 67 \text { 号国 } \\ \text { 土交通省都市局長通知）I }-5-1 \text { によること。 }\end{array}\right)$

## 2 接続される開発区域外の道路

開発区域内の主要な道路は，開発区域外の幅員 9m（主として住宅の建築の用に供する目的で行ら開発行為にあっては，6．5m）以上の道路（開発区域の周辺の道路の状況によりや むを得ないと認められるときは，「車両の通行に支障がない道路」）に接続していること。「車両の通行に支障がない道路」とは，開発区域の面積がおおむね 5ha 未満のもの で，当該道路を通行する車両（緊急時における消防車などを含む。）などの離合に支障 がないことを前提とし，路線として次に掲げる要件を満たす道路とする。
（1）予定建築物の用途が住宅の場合

| 開発区域の面積 | 0．5ha 未満 | 0.5 ha 以上 <br> 1.0 ha 未満 | 1.0 ha 以上 <br> 5.0 ha 未満 |
| :---: | :---: | :---: | :---: |
| 有効幅員 | 4 m 以上 | 5 m 以上 | 6 m 以上 |

（2）上記以外の場合
開発規模•用途などから予想される発生交通量を支障なく処理できるもの

なお，前記にかかわらず，開発区域（主として市街化区域におけるものを除く。）の面積 が $20 h a$ 以上の主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為における開発区域内 の主要な道路は，原則として開発区域外の 2 車線かつ幅員 9 m （開発区域の面積が 50ha 以上のものは， 12 m ）以上の道路（容量からみて当該開発行為を受け入れる余裕があるものに限る。）に接していること。

なお書きにおける開発区域外道路の幅員には，次の道路の計画幅員を含めることが できる。
（1）幅員 6.5 m （車道幅員 5.5 m ）以上の道路で，近い将来拡幅することが決定してい るもの
（2）都市計画道路

また，接続される開発区域外の道路には，当該道路の管理者と協議の上，必要に応じて，
付加車線などを設置すること。
3 開発区域内の主要な道路
開発区域内に設置する主要な道路の幅員は，開発区域の面積，予定建築物等の用途に応
じて，次の表に定める基準以上のものとすること。

| 区分 |  | 1 未満 | 1 以上 5 未満 | 5 以上 <br> 10 未満 | 10 以上 <br> 20 未満 | $\begin{aligned} & 20 \text { 以上 } \\ & 50 \text { 未満 } \end{aligned}$ | 50 以上 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 住宅（5 階以上の共同住宅を除く。）別荘，余䐚施設等 | 区画幹線道路 | $※ 9 \mathrm{~m}$ |  | 9 m |  |  |  |
|  | 幹線道路 |  |  | $※ 12 \mathrm{~m}$ | 12 |  | 16 m |
| その他 | 区画幹線道路 | $※ 9 \mathrm{~m}$ | 9 m |  |  |  |  |
|  | 幹線道路 |  |  | $※ 12 \mathrm{~m}$ | 12 m ， | $※ 16 \mathrm{~m}$ | 16 m |

※ 必要に応じて設けること。

## 第2 道路の形態

1 道路の幅員構成
（1）道路の幅員構成については，次図を参照のこと。なお，道路が公共帰属する場合は，道路管理者と事前に協議を済ませておくこと。

※1（ ）内は，商業施設等が連た んするなど停車線需要が高く停車 による交通障害が大きい場合
※2（ ）内は，歩道上にガードレ ール，標識等の工作物を設置しな い場合

図1 道路幅員構成図
（2）道路の有効幅員のとり方については，次図を参照のこと。


占用物件を認めた場合

※ 原則として，電柱等の路上工作物は，道路有効幅員外岏設置すること。ただし，既存 の道路について当該道路を通行する車両の離合に支障がない場合は，この限りでない。

図2 道路有効幅員標準図
（3）開発区域の面積が 20ha 以上 50ha 未満の主として住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為における幹線道路は，周囲の状況を勘案して，植樹ができる幅員とすること。
（4）市街化調整区域における開発区域の面積が 20 ha 以上の開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）にあっては，予定建築物等の敷地から 250 m 以内の距離に幅員 12 m 以上の道路が設けられていること。

2 袋路状道路と転回広場
（1）道路は，袋路状でないこと。ただし，次のいずれかに該当するもので，避難上及び車両の通行上支障がない場合は，この限りでない。

ア 当該道路の延長又は他の道路（袋路状のものを除く。）との接続が予定されている（比較的近い将来具体化するものに限る。）もの

イ 一つの敷地のみの専用道路となるもの
ウ 幅員 6 m 未満の道路で，終端及び 35 m 以内ごとに転回広場を設けたもの
工 幅員 6 m 以上の道路
オ アからエまでに準じる場合で，周辺の状況により避難上及び車両の通行上支障がな

[^0]（2）転回広場の標準的な規格は，次図によること。

中間に設けるもの（単位：m）



終端に設けるもの（単位：m）



図 3 転回広場標準図

3 道路の交差と隅切り
（1）道路が同一平面で交差し，若しくは接続する箇所又は道路の曲がり角は，交差角 $60^{\circ}$ （やむを得ない場合にあっても $45^{\circ}$ ）以上とし，原則として，次の表の寸法以上のとおり街角が切り取られていること。また，隅切りの形状は，原則として隅切りを底辺とする二等辺三角形とすること。

道路と隅切り寸法（単位：m）

| 道路幅員 | 20m | 16m | 12m | 9m | 6 m | 4 m |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
| 20m | 10 | 10 | 6 | 5 | 5 |  |
|  | 12 | 12 | 8 | 6 | 6 |  |
|  | 8 | 8 | 5 | 4 | 4 |  |
| 16m | 10 | 10 | 6 | 5 | 5 |  |
|  | 12 | 12 | 8 | 6 | 6 |  |
|  | 8 | 8 | 5 | 4 | 4 |  |
| 12 m | 6 | 6 | 6 | 5 | 5 |  |
|  | 8 | 8 | 8 | 6 | 6 |  |
|  | 5 | 5 | 5 | 4 | 4 |  |
| 9 m | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 |
|  | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 4 |
|  | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 |
| 6 m | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 3 |
|  | 6 | 6 | 6 | 6 | 6 | 4 |
|  | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 2 |
| 4 m |  |  |  | 3 | 3 | 3 |
|  |  |  |  | 4 | 4 | 4 |
|  |  |  |  | 2 | 2 | 2 |


（注）道路幅員が表中の値の中間値の場合は，比例按分により求める ものとする。


上段（ $90^{\circ}$ 前後）


中段 $\left(45^{\circ} \sim 60^{\circ}\right)$


下段（ $120^{\circ}$ 以上）

歩道を有する場合の隅切り長（X）の取り方


切取りの必要な街角の部
図4 道路交差と隅切り標準図
（2）交差点に既存の家屋，高い擁壁又は崖などがあり，やむを得ず片隅切りとなる場合は，前表の寸法の 1.5 倍以上を確保すること。ただし，道路反射鏡，道路標識及び停止線等の設置により通行の安全上支障のない措置が講じられている場合は，この限りでない。
（3）開発区域外の道路との平面交差及び接続については，広島県の定める「県が管理する道路と他の道路との平面交差に関する構造基準」によること。

4 歩車道の分離
（1）開発区域内の幅員 9 m 以上の道路は，歩車道が分離されていること。
なお，歩道の構造等については，「広島県福祉のまちづくり条例」による配慮がされて いること。
（2）歩道は，次の表に掲げる幅員のものを両側に設置すること。ただし，やむを得ないと認められる場合は，片側歩道とすることができる。

| 歩道の幅員 | 歩道の形態 |
| :---: | :--- |
| 2.0 m | 路上施設を設けない歩道 |
| 2.5 m | 植樹桝，電柱，ガードレール等を設ける歩道 |
| 3.0 m | ベンチをを設ける歩道 |
| 3.5 m | 並木を設ける歩道 |
| 4.0 m | ベンチの上屋を設ける歩道 |
| 5.0 m | 横断歩道橋を設ける歩道 |

## 第3 道路等の構造等

1 舗装及び勾配
（1）道路は，砂利敷その他の安全かつ円滑な交通に支障を及ぼさない構造とし，かつ，適当な値の横断勾配が付されていること。
（2）路面には $1.5 \%$ 以上 $2.0 \%$ 以下の横断勾配を付け，路面排水を良好にすること。
（3）道路緃断勾配は，9\％以下であること。ただし，地形等によりやむを得ないと認められ る場合は，小区間に限り $12 \%$ 以下とすることができる。
（4）路面は，十分転圧した上，アスファルト又はコンクリートで舗装すること。 なお，縦断勾配が $9 \%$ を超える道路については，滑り止め舗装をすること。
（5）道路の舗装構造に関しては，「アスファルト舗装要綱」，「セメントコンクリート舗装要綱」（（公社）日本道路協会）によること。
（6）交差点の取付部及び交差点前後の勾配は， $2.5 \%$ 以下の緩勾配とし，縦断曲線の頂部又 は底部付近には交差点を設けないようにすること。

2 側溝
（1）道路には，雨水などを有効に排水するため必要な側溝，街䟣その他適当な施設が設け られていること。
（2）側溝等の施設は，堅固で耐久力を有する構造とすること。
（3）道路側溝に側溝蓋を設ける場合は， 10 m ごとに 1 か所，清掃点検用として騒音防止型 のグレーチング蓋を設置すること。
（4）道路側溝には，必要に応じて沢溜めを設けること。
（5）横断側溝は，原則としてU型側溝とし，騒音防止型のグレーチング蓋を設置すること。 なお，現場打ち横断側溝の壁厚は， 250 mm を標準とすること。

3 階段
道路は，階段状でないこと。ただし，専ら歩行者の用に供する道路で，通行の安全上支障がないと認められ，かつ，次に掲げる基準に適合するものにあっては，この限りでない。
（1）階段の構造等は，「広島県福祉のまちづくり条例」による配慮がなされていること。
（2）階段は，踏面寸法が 30 cm 以上，蹴上げ寸法が 15 cm 以下であること。
（3）階段の勾配は，中途で変えないこと。
（4）階段の高さが 3 m を超えるものにあっては，高さ 3 m 以内ごとに 1.2 m 以上の踏幅を有 する踊り場を設けること。
（5）階段には，必要に応じて有効な手すりを設けること。ただし，高さ 1 m 以下の階段部分 には適用しない。

4 歩道
（1）歩道は，縁石線又は柵その他これらに類する工作物によって車道から分離されている こと。
（2）歩道は，原則としてアスファルト舗装とすること。ただし，やむを得ないと認められ る場合は，コンクリート舗装とすることができる。
（3）歩道の幅員，構造等については，「広島県福祉のまちづくり条例」による配慮がされて いること。
（4）歩道の巻き込み部，横断歩道，車両乗り入れ箇所等については，歩道を切り下げるこ と。

5 交通安全施設等
（1）道路には，夜間等における良好な視覚環境を確保するため，必要に応じて「呉市道路照明施設設置基準」に適合した街路灯を設置すること。
（2）道路には，交通の安全を確保するため，必要に応じて関係法令及びその他の技術的基準に適合した交通安全施設（ガードレール，カーブミラー，デリネーター等）を設置す ること。
（3）道路標識及び道路標示等の設置については，事前に道路管理者及び公安委員会と十分協嶬すること。


[^0]:    いと認められるもの

